オープンカウンター方式による見積合わせ参加者への注意書

オープンカウンター参加希望業者　各位

　物品の購入につきまして、オープンカウンター方式での見積り合わせに参加の業者様におかれましては、以下の「オープンカウンター方式による見積り合わせの実施について（農林水産政策研究所所掌分）」（以下「注意書」という。）を遵守することが参加の条件となります。

　見積り合わせの参加にあたっては、「注意書」を熟読の上、見積書を提出していただきますよう宜しくお願い申し上げます。

令和８年 11 月６日

農林水産政策研究所　会計課

オープンカウンター方式による見積り合わせの実施について（農林水産政策研究所所掌分）
（参加者への注意書）

オープンカウンター方式による見積り合わせ（以下「見積り合わせ」という。）に参加しようとする者は、会計法、予算決算及び会計令その他の契約に関する法令並びに農林水産政策研究所長（以下「所長」という。）が別に定める通知等のほか、この注意書の定めに従うこと。

第１　定義

オープンカウンター方式とは、見積りの相手方を特定することなく、見積り合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

第２　参加資格

１　予算決算及び会計令第70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

２　予算決算及び会計令第71 条の規定に該当しない者であること。

３　令和７・８・９年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」において資格を有し、企業規模が「中小企業」である者又は「小規模企業」である者とする。その他、当該競争参加資格を有していない者にあっては、別途定める随意契約登録者名簿に登録されていること。

４　農林水産政策研究所物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

第３　見積りの依頼

支出負担行為担当官及び契約担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）は、見積り合わせを行おうとするときは、調達しようとする物品の仕様又はカタログ、契約番号、見積書提出期限、納入期限、支払条件等を記載した見積依頼書を作成し、会計課の受付カウンター並びに電子調達システムにおいて提示する。

第４　見積書の作成

１　見積者は、次の事項を記載した見積書を作成すること。

一　宛名（物品調達の場合は、「農林水産政策研究所長」、売払の場合は、「農林水産政策研究所長」と記載すること。）

二　契約番号（見積依頼書の契約番号を記載すること。）

三　見積内容（メーカー名、品名、規格、数量、単価、合計金額）

四　作成日

五　氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者氏名）

六　住所

七　電子くじ番号（３桁、紙による提出の場合は任意とする。記載の無い場合は見積金額の上３桁を電子くじ番号とする。）

八　提出する見積書の作成者、連絡先及び貴社事務室に通じる電話番号
（上記の内容が確認できる名刺を添付することで、記載を省略できる。）

２　見積書の記載金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか否かを問わず、見積金額の110 分の100 の金額（軽減税率の対象となる品目については108 分の100 の金額）を記載するものとし、見積の対象となる物品の購入等が消費税法上の非課税取引又は課税対象外取引である場合も同様とする。

３　見積書の様式は、任意とする。
４　見積書が複数枚になる場合には、クリップ留めする等、一体として提出すること。
５　見積者は、同等品を提案しようとするときは、第11 に記載のある担当部署へ見積書提出前に同等品の申請を行い、その承認を得ること。また、同等品の申請は、対象案件の開の２日前（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）までに行うこと。

第５　見積書の提出
１　見積者は、第４の見積書を、見積依頼書記載の見積書提出期限までに、会計課の受付カウンターに備え付けた見積書投函箱へ直接投函、郵送し、又は電子調達システムにおいて提出すること。なお、ＦＡＸ、電子メール等による見積書の提出は受け付けない。
２　提出した見積書は、引換え、変更又は取消しはできない。
３　見積者は、見積依頼書記載事項について見積書の提出をもって同意したものとする。
４　見積者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

第６　見積書の無効
支出負担行為担当官等は、見積書が提出されたときはその内容を確認し、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。
一　見積者が第２に定める参加資格を有さない者である場合
二　見積書提出期限を過ぎて提出された場合
三　別の見積書投函箱に投函された場合
四　記載事項について以下のいずれかに該当する場合
ア　記載事項が不明確又は不鮮明で判読できない場合
イ　金額に関する記載事項が訂正されている場合
ウ　金額の記載が無い場合
エ　見積者が法人の場合であって、代表者名の記載が無い場合
オ　その他記載事項に不備がある場合
五　見積書の内容が見積依頼書に沿わないと認められる場合
六　明らかに談合によると認められる場合
七　暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた場合

第７　見積合わせ及び契約の相手方の決定
１　支出負担行為担当官等は、見積書提出期限の経過後、参加資格の審査を行い、有効な見積を行った者のうち、物品調達の場合は予定価格の制限の範囲内で最低の価格を、売払の場合は予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって見積を行った者を契約の相手方とする。
２　物品調達の場合は契約の相手方となるべき最低価格の見積書を、売払の場合は契約の相手方となるべき最高価格の見積書をもって申込みをした者が２者以上あるときは、当該見積もりを行った者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。くじ引きに参加することができない場合、又はくじ引きを辞退した場合は契約事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
３　契約金額は、原則として見積書に記載された金額に当該金額の10％（軽減税率が含まれる場合は対象項目の8％）を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある場合は当該端数を切り捨てた額）をもって契約金額とする。

第８　発注

１　支出負担行為担当官等は、見積書提出期限の日の翌々日（閉庁日の場合は直近の開庁日）中に、見積合わせの結果を見積提出した全事業者へ通知する。なお、見積書を提出した者は、当該見積合わせの結果を第11の担当部署にて閲覧することができる。

２　支出負担行為担当官等は、前項の通知後速やかに、契約の相手方となるべき者に発注書を交付することにより発注を行う。

３　支出負担行為担当官等は、見積依頼書において契約書作成の要否を提示する。

第９　契約書等の提出

１ 第８の２により発注を受けた契約の相手方となるべき者は、契約書を作成しない場合であって、かつ、合計金額が２００万円を超える場合は、請書を支出負担行為担当官等に提出することとする。

２ 契約書の条項は、契約書の作成を要する案件について見積依頼書とともに別途提示する。また、契約の相手方となるべき者の作成する請書には、原則として別紙１の請書記載事項を記載すること。

第10　その他

１　見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。

２　契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。

３　使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

４　発注者の都合により見積合わせ後に取りやめる場合がある。

５　その他の手続きについては、一般競争の手続きを簡略化して準用するものとする。

６　過去において、不正又は不誠実な行為等に該当する場合は、オープンカウンター方式による見積り合わせへの参加を認めない場合がある。

※発注書の要件に従わない納品を繰り返す、納品日時を繰り返し変更する等

第11　担当部署及び連絡先

農林水産政策研究所会計課（中央合同庁舎第４号館12階　ドアNo.1217）

連絡先 03-6737-9024

附 則

この注意書は、令和８年 11 月６日以降の物品調達等の見積依頼から適用する。

※　引用法令、通知について

○　予算決算及び会計令第99条第2号から第4号

○　農林水産政策研究所物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（令和７年12月15日付け７政策研第224号農林水産政策研究所長通知）

○　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

（参考）

○調達ポータルＵＲＬ（提示中の見積依頼書のダウンロードが可能です）

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101

別紙１

請　　書

年　　月　　日

支出負担行為担当官

農林水産政策研究所長　殿

住　　所　〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇―〇―〇

社　　名　株式会社△△

代表者氏名　代表取締役　〇〇　〇〇

１　件名・品名　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の購入

２　仕様・規格　　仕様書のとおり

３　数　　量　　仕様書のとおり

４　契 約 金 額　　金　　円

（うち消費税及び地方消費税の額　　円）

※内税の時　（消費税及び地方消費税の額　　円を含む。）

５　納 入 期 限　　年　　月　　日

６　納 入 場 所　　農林水産政策研究所

７　検 査 場 所　　農林水産政策研究所

８　契約保証金　　免除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、信義に従って誠実にこれを履行いたします。

条　　項

第１条　頭書の仕様・規格に基づき納入期限までに納入いたします。
２　仕様・規格に明示されていないものについて疑義が生じた場合は、協議いたします。ただし、軽微なものについては、貴官の解釈及び指示に従います。

第２条　頭書の納入期限までに物品を引き渡すことができない場合は、あらかじめ貴官に、遅滞の理由及び納入見込月日を明らかにした書面（電子書面を含む。）をもって延長の承認をお受けします。

第３条　頭書の納入期限までに物品を引き渡すことができない場合は、前条に定める承認にかかわらず延滞金として、納入期限の翌日から納入完了までの日数に対し、一日につき未納部分に対する契約金額に民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条第４項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付いたします。ただし、遅滞が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、免除願います。

第４条　物品を納入する場合は、その旨を貴官に通知し、検査をお受けします。検査に要する経費は、当方において全て負担します。

第５条　前条に定める検査の結果、数量、仕様及び規格等に適合しない場合は、直ちに引き換え、又は改造いたします。

第６条　検査に合格し、引渡しが完了しても、１か年間以内に当該物品に契約不適合のあることが発見された場合は、その契約不適合を補修し、又は損害を賠償いたします。

第７条　物品の引渡しを完了し、検査に合格した日に、当該物品の所有権を、貴官に移転いたします。

第８条　検査に合格した場合は、当方の適法な支払請求書を貴官が受理した日から３０日以内にお支払いください。

第９条　この契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても、不服を申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。
（１）天災その他当方の責に帰することができない理由により、当方が契約の解除を申し出たとき。

（２）この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、又は正当な理由なく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められるとき。
（３）当方又は当方の使用人に不正の行為があったとき。
（４）当方又は当方の使用人が第４条に定める検査を妨げたとき。
（５）破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
（６）第１号以外の理由により、当方が契約の解除を申し出たとき。

第１０条　前条第２号から第６号までに掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の１００分の１０に相当する額を貴官の請求により納付いたします。同条第１号に定める理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。

第１１条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。
（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第１２条　当方又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。
（１）暴力的な要求行為があったとき。
（２）法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。
（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。
（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為があったとき。
（５）その他前各号に準ずる行為があったとき。

第１３条　当方は、前二条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
２　当方は、前二条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約いたします。

第１４条　当方は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除いたします。
２　当方が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除されても、不服を申しません。

第１５条　第１１条、第１２条及び前条第２項の規定により解除された場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。
２　第１１条、第１２条及び前条第２項の規定により解除された場合において、貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

第１６条　当方又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴官に通知し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこととといたします。

第１７条　当方は、信用保証協会法（昭和２８年法律第１９６号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）第２条第３項に規定する特定目的会社、信託業法（平成１６年法律第１５４号）第２条第２項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることは絶対にいたしません。
２　当方がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行い、貴官に対して民法第４６７条又は動産及び債権の譲渡

の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成１０年法律第１０４号。以下「債権譲渡特例法」という。）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、貴官が当方に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留することに異存はありません。

３　前項の場合において、譲受人が貴官に対して債権譲渡特例法第４条第２項に規定する通知又は民法第４６７条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合も同様に異存ありません。

４　当方が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官が行う弁済の効力は、貴官が予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとすることに異存ありません。

第１８条　この契約によって当方が納付する遅滞金、違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し、又は別に徴収されても異存ありません。

別紙様式

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（５）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。

農林水産政策研究所物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領

令和７年 12 月 15 日付け７政策研第 224 号

（指名停止）

第１　農林水産政策研究所長は、有資格者（全省庁統一の競争参加資格の審査を受け、当該資格を有すると認められた者をいう。以下同じ。）が別表各号に掲げる措置要件の１に該当するときは、情状に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

２　農林水産政策研究所長が指名停止を行ったときは、農林水産政策研究所に所属する会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の３第１項に規定する契約担当官等（以下「所属担当官」という。）は、物品の製造、物品の購入又は役務等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（再請負人及び共同事業体に関する指名停止）

第２　農林水産政策研究所長は、第１第１項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である再請負人があることが明らかになったときは、当該再請負人について、請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

２　農林水産政策研究所長は、第１第１項の規定により共同事業体について指名停止を行うときは、当該共同事業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同事業体代表者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

３　農林水産政策研究所長は、第１第１項及び前２項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同事業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第３　有資格者が１の事案により別表各号の措置要件の２以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

２　有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、別表各号に定める指名停止の期間の短期の２倍の期間（当初の指名停止の期間が１か月に満たないときは、1.5 倍、同表第 12 号の措置要件に該当することとなったときは 2.5 倍）とする。

一　別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後１か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、同表各号の措置要件に該当することとなったとき。

二　別表第１号から第４号まで又は第５号から第 12 号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後３か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第１号から第４号まで又は第５号から第 12 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

３　農林水産政策研究所長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前２項及び第４第１号から第３号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の２分の１まで短縮することができる。

4　農林水産政策研究所長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第１項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の２倍（当該長期の２倍が 36 か月を超える場合は 36 か月）まで延長することができる。

5　農林水産政策研究所長は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第４に定める指名停止の期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

この場合において、同表第 12 号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

6　農林水産政策研究所長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

第４　農林水産政策研究所長は、第１第１項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

一　談合情報を得た場合又は農林水産省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第６号、第９号、第 11 号又は第 12 号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の２倍（同表第 12 号に該当するときは、2.5 倍）の期間

二　別表第５号から第 12 号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令、審決又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６第１項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第 96 条の６第２項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第７条の３第２項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の２倍（同表第 12 号に該当する有資格者にあっては、2.5 倍）の期間

三　別表第５号から第７号まで又は第 12 号に該当する有資格者について、独占禁止法第７条の３第１項の規定の適用があったとき（前２号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の２倍（同表第 12 号に該当する有資格者にあっては、2.5 倍）の期間

四　入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第３条第４項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第５号から第７号まで又は第 12 号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第１号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に１か月（同表第 12 号に該当する有資格者にあっては、1.5 か月）加算した期間

五　農林水産省又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第８号から第 12 号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第１号又は第２号の規定に該当することとなった場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に１か月（同表第 12 号に該当する有資格者にあっては、1.5 か月）加算した期間

（指名停止の通知）

第５　農林水産政策研究所長は、第１第１項若しくは第２各項の規定により指名停止を行い、第３第５項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第３第６項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第１号、別紙様式第２号又は別紙様式第３号により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第６　所属担当官は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。

２　所属担当官は、会計法第 29 条の３第４項に規定する場合は、あらかじめ農林水産政策研究所長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。

（再請負等の禁止）

第７　所属担当官は、指名停止の期間中の有資格者が当該所属担当官の契約に係る物品の製造、物品の購入又は役務等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第８　農林水産政策研究所長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附　　則

この要領は、令和７年 12 月 15 日から適用する。

別表

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第１、第２、第３及び第４関係）

措置要件	指名停止の期間
(贈賄)	
１　次のイ、ロ又はハに掲げる者が農林水産政策研究所の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等(有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。以下同じ。)	４か月以上 12 か月以内
ロ　一般役員等(有資格者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。)	３か月以上９か月以内
ハ　有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	２か月以上６か月以内
２　次のイ、ロ又はハに掲げる者が農林水産政策研究所の職員以外の農林水産省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等	４か月以上１２か月以内
ロ　一般役員等	２か月以上６か月以内
ハ　使用人	１か月以上３か月以内
３　次のイ、ロ又はハに掲げる者が指定区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等	３か月以上９か月以内
ロ　一般役員等	２か月以上６か月以内
ハ　使用人	１か月以上３か月以内
４　次のイ又はロに掲げる者が指定区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　代表役員等	３か月以上９か月以内
ロ　一般役員等	１か月以上３か月以内
(独占禁止法違反行為)	
５　指定区域内において、業務に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第 12 号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から ２か月以上９か月以内

6　次のイ又はロに掲げる者と締結した契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(第 12 号に掲げる場合を除く。)。	当該認定をした日から
イ　農林水産政策研究所の所属担当官	３か月以上 12 か月以内
ロ　農林水産政策研究所の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官	２か月以上９か月以内
7　指定区域外において、他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、刑事告発を受けたとき(第 12 号に掲げる場合を除く。)。	刑事告発を知った日から １か月以上９か月以内
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8　次のイ又はロに掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 12 号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　指定区域内の他の公共機関の職員	２か月以上 12 か月以内
ロ　指定区域外の他の公共機関の職員	１か月以上 12 か月以内
9　次のイ又はロに掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 12 号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から
イ　農林水産政策研究所の所属担当官	３か月以上 12 か月以内
ロ　農林水産政策研究所の所属担当官以外の農林水産省の所属担当官	２か月以上 12 か月以内
10　他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 12 号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から ３か月以上 12 か月以内
11　農林水産省の所属担当官が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)。	逮捕又は公訴を知った日から ４か月以上 12 か月以内
(重大な独占禁止法違反行為等)	
12　農林水産省の所属担当官が締結した契約に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき(当該契約に政府調達に関する協定(平成７年条約第 23 号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から ６か月以上 36 か月以内

イ　独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、刑事告発を受けたとき(有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)。 ロ　有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
(不正又は不誠実な行為) 13　前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １か月以上９か月以内
14　前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から １か月以上９か月以内

(注)　この表において指定区域とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県とする。

別紙様式第１号（第５関係）

番　　号
年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　殿

農林水産政策研究所長

指　名　停　止　通　知　書

この度、貴　　が（の）　①　ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年3月16日付け18経第1840号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立てをすることができる。この場合、　年　月　日までに農林水産政策研究所会計課まで、その旨を記載した書面を提出されたい。

記

１　指名停止の期間　②
２　指名停止の理由　③

（備考）
１　①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
２　②には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
３　③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。

別紙様式第２号（第５関係）

番　　号
年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　殿

農林水産政策研究所長

指名停止変更通知書

先に、　年　月　日付け　　第　　号をもって貴　　の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知する。

記

１　従前の指名停止の期間
２　変更後の指名停止の期間
３　変更の理由

別紙様式第３号（第５関係）

番　　号
年　　月　　日

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　殿

農林水産政策研究所長

指名停止解除通知書

先に、　年　月　日付け　　第　　号をもって貴　　の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。